

令和6年度 北陸農政局発注者綱紀保持委員会 定例会議 議事概要

日 時 令和7年3月3日（月） 13時30分～14時00分

場 所 北陸農政局 第1・第2会議室

出席者 委 員 長：北陸農政局長

委員（幹事）：総務管理官、総務課長、会計課長、事業経理官、
農村振興部設計課長

委 員：企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長、
生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、
統計部調整課長

概 要

- （１） 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働き掛けを受けたとして報告のあった事案について
庶務担当より、該当がなかった旨を報告した。

- （２） 令和6年度発注者綱紀保持対策等の実施結果について（資料1）
庶務担当より資料1に基づき報告した。

出席者より、事業者の執務室内への立ち入りについて、制限が徹底されているかとの質問があり、ホームページ等で事業者への立ち入り制限を周知するとともに、発注担当窓口に掲示を行っていることを説明した。加えて、周知を徹底するために、掲示文書等を再配布する旨を説明した。

また、実施した講習等の中で、官製談合等の違反事例、職員の処分などについても紹介しているかとの質問があり、各講習等で紹介を行うとともに、大臣官房予算課作成の発注者綱紀保持マニュアル（ポケット版）を配布するなどして、周知を図っていることを説明した。

- （３） 令和7年度発注者綱紀保持対策等の実施方針について（資料2）
庶務担当より資料2に基づき報告した。

上記の報告、説明、質疑応答の結果、全出席者の承認を受け、閉会した。

以 上

令和6年度 発注者綱紀保持対策等の実施結果について

(1) 職員に対する発注者綱紀保持講習等の実施状況

番号	会議等の名称	開催日	受講対象者	参加人数 [人]	周知内容等
1	令和6年度管内事業所等用地・管理担当課長等会議	R6. 6. 21	管内事業（務）所の用地課長、財産管理課長、用地調整官、管理調整官、用地官及び局農村振興部用地課職員等	30	・会議資料により官製談合防止法、農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
2	令和6年度発注者綱紀保持研修	R6. 7. 17	本局、県拠点及び事業（務）所の管理監督者、発注担当職員並びに受講希望者等	268	・研修用資料により独占禁止法と官製談合防止法及び農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
3	令和6年度初任技術研修（基礎）	R8. 9. 13	北陸、東海及び近畿農政局の職員で、入省初年度の一般採用の農業土木系職員	17	・研修用資料により官製談合防止法、農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
4	令和6年度入札談合等関与行為防止法に関する講習会	R6. 10. 7	本局、県拠点及び事業（務）所の管理監督者、発注担当職員並びに受講希望者等	172	・公正取引委員会派遣講師による入札談合等関与行為防止法に関する講習
5	令和6年度管内機関経理事務担当者会議	R6. 11. 21	管内事業（務）所の経理担当係長等、各県拠点の経理担当官等、局内各部（室）の経理担当係長及び局会計課職員等	82	・会議資料により官製談合防止法、農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
6	令和6年度管内事業所等用地・管理担当者会議	R6. 11. 22	管内事業（務）所の用地及び管理担当係長・係員、局農村振興部用地課職員等	28	・会議資料により農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
7	令和6年度管内事業（務）所専門官・係長等会議	R7. 1. 9	管内事業（務）所の技術専門官及び設計・工事担当係長、局農村振興部土木系職員等	28	・会議資料により農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を説明
8	情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修	R7. 2. 19	農業農村整備事業に携わる全ての発注担当職員、今年度退職予定職員、本局在席の農業土木系職員	202	・研修講師（農村振興局総務課及び設計課）による発注者綱紀保持、官製談合等の防止等の説明とロールプレイ
9	令和6年度管内事務担当次長及び庶務課長等会議	R7. 2. 20	管内事業（務）所の事務次長及び庶務課長、各県拠点の主任農政推進官（管理）等、局内主管課・総務課・会計課の庶務担当者等	46	・会議資料により農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を説明
10	令和6年度管内事業（務）所次長・工事課長等会議	R7. 2. 27	管内事業（務）所の技術次長及び設計・工事担当課長、局農村振興部土木系職員等	25	・会議資料により官製談合防止法、農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
11	退職前研修	通年	定年退職者（再任用職員となる者を除く。）、応募認定退職者、自己都合退職者及び再任用職員で任期満了により退職する職員	59	・発注者綱紀保持、独占禁止法及び官製談合防止法について

※参加人数にはWeb受講者を含む。

発注者綱紀保持対策eラーニング研修の実施

実施時期	修了者数/受講対象者数（人）	備 考
令和6年11月11日（月）～12月20日（金）	963/963（修了率100%）	受講対象者：実施期間中に当局に在職する、休職者等を除く全職員

(2) 競争参加有資格者等への周知状況

①ホームページへの掲載

「事業者の皆様へ」と題し、発注者綱紀保持対策の概要を記載した文書を掲載（継続）

②調達情報メールマガジンへの記載

発注者綱紀保持対策を実施している旨を、調達情報メールマガジンに記載（継続）

(3) その他、職員への周知状況

①本局及び事業（務）所の発注担当窓口における掲示

発注者綱紀保持対策の概要を記載した文書を、各発注担当窓口の入り口に掲示（継続）

②本局、事業（務）所及び県拠点の執務室内に「職員の心構え」を掲示（継続）

「私たちは、農林水産省発注者綱紀保持規程を遵守します。」

令和7年度 発注者綱紀保持対策等の実施方針について

発注者綱紀保持のための対策について、以下のとおり実施する。

1 目 的

発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な確保を図る。

2 職員を対象とする講習等の実施方針

(1) 発注者綱紀保持研修の実施

本局、県域拠点及び事業（務）所の管理監督者、発注担当職員を対象とする。

ただし、発注担当職員以外の職員は発注者綱紀保持規程上、発注担当職員への不当な働き掛けを禁止されていることに鑑み、全職員に講習会開催案内等を周知し、参加を促す。

(2) 講習会等の開催及び各種会議・研修等での周知

- ①公正取引委員会派遣講師による入札談合等関与行為防止法に関する講習の開催
- ②各種会議等における発注者綱紀保持対策の説明
- ③退職前研修の実施

3 競争参加有資格者等への周知方針

(1) 北陸農政局ホームページへの掲載

- ①発注者綱紀保持対策の概要を記載した「事業者の皆様へ」の掲載
- ②農林水産省発注者綱紀保持規程の掲載

(2) 調達情報メールマガジンへの記載

発注者綱紀保持対策を実施している旨を、調達情報メールマガジンに記載

4 職員への周知方針

①本局及び事業（務）所の発注担当窓口における掲示

発注者綱紀保持規程に基づき、執務室への自由な出入りを制限していること等を記載した文書の掲示

- ②発注者綱紀保持マニュアル等を北陸農政局掲示板に掲載し、職員へ継続的に周知
- ③事業者との応接における職員の心構え

「私たちは、農林水産省発注者綱紀保持規程を遵守します。」を執務室内に掲示